



個人情報の保護に関する条例の制定を 継続審査にします

議案名

笠岡市個人情報の保護に関する
法律施行条例の制定について

Q どういう議案なの？

- A 国の個人情報保護法が改定され、地方公共団体も適用範囲に含められ、国の法律に一本化されることに伴い、既存の笠岡市個人情報保護条例を廃止し、法律の施行条例として制定しようとするものです。

Q どうして継続審査なの？

- A 審査の中で、「複雑で分かりにくい部分が多く判断に苦しむ。専門的に先進地域の事例などもお聞きしながら、改めて勉強し直したい。」「このたび廃止する既存の笠岡市個人情報保護条例と新たに制定しようとする条例の変更点を比較できる資料があれば分かりやすい。その辺をもう少し、きちんと教えていただけとありがたい。」などの意見があり、「今いろいろな問題があり、それを解決するためにも引き続き審査を行うべき。」とのことで、継続審査となりました。

Q 今後は？

- A 継続審査としましたので、所管の委員会（総務文教委員会）が引き続き審査を行い、今後の方向性を検討します。



水道料金改定案を継続審査にします

議案名

笠岡市水道条例の一部を改正する
条例について

Q どういう議案なの？

- A 水道料金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものです。

Q どうして継続審査なの？

- A 審査の中で、「全国的に、また、近隣では広島県、岡山県内でも広域連携の取組が進められている中で、水道事業をいかに維持していくかということは、全国的にも岡山県でも大きな課題となっている。3万人台の人口が目前に迫っている笠岡市においても、広域連携の必要性は高まっており、そういった状況の中で水道事業をいかに維持していくかということについて、しっかりとその動向を見守る時期であると理解している。このため継続審査とし、より慎重に審査を重ねていきたい。」とのことで継続審査となりました。

Q 今後は？

- A 継続審査としましたので、所管の委員会（厚生産業委員会）が引き続き審査を行い、今後の方向性を検討します。